

## 多様化する雇用仲介サービス、法改正で「届け出制」へ

需給調整機能の一翼を担い、急拡大している雇用仲介サービス。職業安定法に位置づけられた職業紹介や求人メディア以外に、求人情報を集約化するアグリゲーターや人材データベース、SNS、スポットマッチング、クラウドソーシングなど、多種多様なサービスが存在します。従来の人材サービス企業とは異なる産業から新規参入してくるケースも。入職経路として若者を中心に活用が広がり、こうした求人メディアの「新形態サービス」の把握は的確な雇用政策を打ち出すうえで欠かせません。厚労相の諮問機関である労働政策審議会が昨年末、労働市場整備に向けた報告書を取りまとめたことを受け、今年の通常国会に職安法改正案が提出されます。

**有**識者研究会（全17回開催）の報告書をたたき台に、昨年夏から「雇用仲介のあり方」を審議している労政審・労働力需給制度部会は、関連する事業者団体からのヒアリングも織り交ぜながら、「多様な雇用仲介事業の法的位置づけ」「事業情報の公開」「募集情報等提供事業者（求人メディア）の把握」「優良な雇用仲介事業の認定と既存の紹介事業の認定のあり方」「募集情報の的確性」「個人情報の保護」「苦情処理」などをテーマに議論を深めてきました。

労働市場整備を主軸とする職業安定法の改正は、「新形態サービス」のみならず、既存の求人メディアはもちろん、短期の派遣・紹介事業を運営している人材サービス企業などを含め、業界全体に「新たな枠組みと変化」をもたらす可能性があります。

報告書では、基本的な考え方として「イノベーションを阻害しないことに留意しつつ、雇用仲介事業者が守るべきルールを明確化する」としたうえで、「新形態サービスを職安法上の募集情報等提供事業（求人メディア）に含める」としました。その範囲として「ウェブ上を巡回し求人データを自動的に収集（クローリング）して提供する事業者も入る」と整理。改正後は、従来までの指針に基づく助言・指導などに加え、改善命令や停止命令、立ち入り検査ができる法令違反に格上げします。

事業者と求職者と求人企業に重要な動きとなる職安法改正は、1月に予算案件の雇用保険法改正案などと束ねて国会に提出し、3月中旬までに衆院通過。同31日までに参院で可決されて成立する見通しです。

実態把握の手法として、許可制や登録制、届け出制などが浮上し、議論の過程で使用者側は「届け出制で十分。かつ、手続きは簡素に」という姿勢。一方、労働者側は「雇用仲介事業は労働市場への入り口で重要。既存の紹介や派遣の法規制と同等程度とするべき」として、許可制レベルを主張していました。

最終的に届け出制で着地しましたが、それですべて解決というわけではありません。届け出に必要な項目は、氏名・名称・事業所所在地のほか、提供している募集情報や労働者となろうとする者に関する情報の規模、提供しているサービスの内

容、適正な事業運営のために取り組んでいる事項などが想定され、これらは法案成立後の政省令改正議論（4～7月）で詰めることになります。

### 今年4月「パワハラ防止法」が中小企業でも施行

経団連が発表した「職場のハラスメント防止に関する調査」によると、2020年6月に施行されたパワハラ防止法（労働施策総合推進法）を受けて、施行前に比べて相談件数が「増えた」企業は44.0%に上り、「変わらない」の30.8%と、「減った」の16.3%を上回りました。経団連は「法施行に伴う社会的関心の高まりや、相談窓口の周知徹底などが増えた要因」と分析しています。

セクハラについては「変わらない」が45.3%で最も多く、「減った」が28.8%、「増えた」が11.5%となっています。パワハラやセクハラを含むハラスメント防止・対応の課題について、あてはまる上位3位は「コミュニケーション不足」が63.8%で最多。次いで、「世代間ギャップ、価値観の違い」が55.8%、「管理職のハラスメントへの理解不足」が45.3%となりました。

パワハラ防止法は20年6月に大企業を対象に施行され、22年4月からは中小企業も対象となります。パワハラ防止法では、企業に対して適切に対応するための雇用管理上の体制整備を義務付けており、具体的には、相談窓口の設置、パワハラ禁止規定や懲戒規定の策定、社内におけるパワハラ防止のための周知・啓蒙などが挙げられます。行政上の措置として、労働局は助言・指導・勧告を行い、勧告を受けた企業がそれに従わないときは「社名公表」ができます。

### 2022春闘スタート、賃上げに政府も後押し

連合は、2022年春闘で基本給を一律に引き上げるベアスアップ（ベア）を2%程度とする闘争方針を決定しました。定期昇給（定昇）分の2%と合わせて4%程度の賃上げを目指します。2%目標を掲げるのは7年連続。また、企業内最低賃金を時給1150円以上とすることなども目標としました。春闘については、岸田首相も「3%を超える賃上げ」を期待する考えを述べています。しかし、経団連は3%超という数字について、「個社の賃金決定の大原則がある」とけん制、一律の賃上げには否定的な姿勢をみせています。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(04) 号  
令和元年度厚生労働省受託事業  
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業  
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>  
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

